



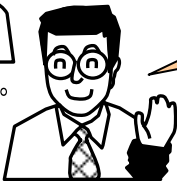
街路灯電気料補助金申請マニュアル

この補助金は、夜間における交通安全、犯罪等の防止および市民の安全の確保を図るため、街路灯を設置し維持管理している町内会等が支払った電気料金に対して交付するものです。補助金について「街路灯電気料補助金申請マニュアル」を作成しましたので、ご活用ください。ご不明な点は、下欄までお問い合わせください。



お聞きします。

どんな団体が申請できますか？



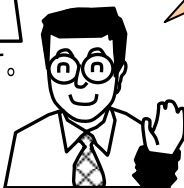
お答えします。

街路灯を維持管理し、毎月の電気料金を支払っている町内会等の団体が対象です。



お聞きします。

補助内容について教えてください



お答えします。

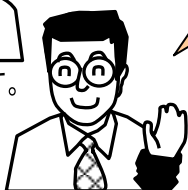
1月分から12月分までの電気料金が対象となります。
 ■ 契約容量40W以下の場合、電気料金の10/10以内の額
 ■ 契約容量40Wを超える場合は、「基本料金」に「その他の料金」の1/2相当を加えた額以内の額をそれぞれ補助いたします。

※ 灯具代や設置、撤去にかかる経費、維持管理費は地元負担となります。



お聞きします。

どのような街路灯が対象ですか？



お答えします。

■ 防犯等を目的に、道路を照らすために設置された町内会等が管理する電灯です。
 ■ 街路灯ごとの間隔は概ね45m以上が目安です。
 ■ 灯具は、電力柱または独立柱に設置したものが対象です。門柱や軒先に設置されたものは対象外です。

原則は上記のとおりですが、立地条件等によりさまざまなケースがありますので、新設や増設される場合は、事前にご相談ください。

〈注意事項〉

- 灯具の撤去や更新による容量の変更等があった場合は、契約の変更手続きを忘れずに行ってください。
- 補助金は、予算の範囲内で交付します。

■ お問い合わせ先 江刺総合支所
 都市整備部 維持管理課 管理係
 電話 34-2494